

JARL

香川クラブ報

№ 192 56. 2. 15



社団法人 日本アマチュア無線連盟香川クラブ

昭和55年度 J A R L 香川クラブ通常総会 案内

本年度の通常総会を下記の通り開催いたしますので、定款第19条に基づき
ご案内申し上げます。

会員多数のご出席を、お願いいたします。

日 時 昭和56年3月1日(日) 午後1時より
場 所 高松市大的場 大的場保健センター
2階 第5会議室

議事次第

1. 開 会
1. 会長あいさつ
1. 議 長 選 出
1. 昭和55年度事業報告
1. 昭和55年度会計報告
1. 役 員 改 選
1. 香川県支部長あいさつ
1. 新旧役員あいさつ
1. 昭和56年度事業計画(予算も含む)
1. そ の 他
1. 閉 会

<お 願 い>

- ① 総会の出欠席について、同封のハガキで2月28日までに必ず
返事をお送り下さい。

なお、欠席の方は委任状を記入の上提出して下さい。

- ② 当日、56年度会費をご持参下さい。(2,000円)
また、J A R L会費の取継ぎも当日いたします。

新年のごあいさつ

会長 J A 5 M G 稲毛 章

クラブ員の皆さん、おくれませながらおめでとうございます。日頃はクラブのために何かとご協力いただき、まことにありがとうございます。

80年代の幕明けでありました1980年も過去のものとなり、早や81年を迎えたわけであります。世間では、2～3年前から、80年代は世の中が大きく飛躍する年代であるとかく云われておりますが、これからの10年間では、びっくりするような変化があるかもわかりません。地元香川では瀬戸大橋も完成し、新空港もでき、ジェット機が頭上を行ききするものと思います。

そんな中であって、わがアマチュア界はどんな変化をもたらすでしょうか。ちょっと想像が付きませんが、リグはほとんどがマイコン制御になってしまって、機械が何もかもやってくれるのでは……。アマチュア無線そのものの楽しみ方も大巾に変わるものと思われます。

かんじんの香川クラブの方はどんなに変わっていくでしょう。このところ、クラブ活動もマンネリ化してしまって、ほんとうにおもしろいということがなくなってしまい、クラブの世話をさせていただく者として、非常に心苦しく思っています。

この当りで、クラブに新風を吹き込む必要があり、どなたか活潑な人にボタンタッチいたしたいとも考えております。

とにかく、歴史と伝統のあるわが“J A R L香川クラブ”を、もっともっと魅力のあるクラブにし、ますます発展させなければなりません。

各位のより一層のご活躍を期待し、クラブに対する相変らぬご協力を節にお願いする次第です。

クラブ忘年会盛大に開催さる

前回ご案内しておりましたクラブの忘年会は、今回も暮れの30日午後6時より瓦町の「赤松」にて開催し、17名の出席のもと盛大に行なわれました。

松山へ転勤になられたJA5KWF清川さんも参加していただき、また、赤松のご主人のご好意で、当夜は飲み放だいということで、参加者のほとんどがそうとうメートルが上っていたようです。Hi。

(出席者) JA5AG, CM, MG, MY, XG, CQL, IQD, IQP
IRP, KWF, MIK, MNY, ODL, PZL, TOO, W
SZ, JH5JXA。

役員会開催さる

今年度第3回目の役員会を、去る、1月17日(土)夜、南バイパスの“河”にて開催し、今年度の事業報告、会計報告を検討し、3月1日の総会の内容について審議しました。

役員会終了後、JARL香川県支部主催のマラソンコンテストのログ審査のお手伝いをしました。

今年のマルチのトップはJA5JNJに輝いたようで、クラブからはJA5UY, MGなどがうまくエントリーを選んで入賞したようです。

JARL香川県支部大会 案内

55年度JARL香川県支部大会が3月8日(日)9時から16時頃までの予定で、琴平町観光センターにて開催されます。

多数参加しましょう !!

電波監理法令

J A 5 I Q P 合田口 正春

明治33年3月14日、電信電話に関する基本法として「電信法」が公布された。その第1条には“電信及電話ハ政府之ヲ管掌ス”と明示し、私設の電信電話については、認可の条件や監督について明確に規定した。

すでに無線電信は発明され、通信省も実験を進めて、無線を実用に供することができる確信が得られるに至る。そこで同年10月10日、電信法のうち、私設に関する規定を除いて、無線電信に準用する旨の通信省令を公布した。すなわち無線電信は政府の絶対専掌とされる。ここに、わが国の電波監理行政は発足したのであった。

明治45年2月には、T Y K式無線電話が発明された。その実用も見通しがついて、大正3年5月12日には、無線電信も政府専省とする省令が公布された。無線電話による公衆電報の取扱いが始められるのは大正5年4月である。

20世紀に入り、海運の発達はめざましい。大洋を航行する船舶にとって、安全の確保のために、無線は最も頼りになる施設であった。とくにタイタニック号の遭難は無線の重要性を痛感させた。そこで大正3年1月、海上の人命安全に関する国際会議がロンドンで開かれる。ここで各国は、船舶に無線の設置を強制する法律を制定することが取りきめられた。

しかし、すべての船舶に官設の無線局を設置することは、財政上とうてい不可能である。無線の普及と発展のために、民営の施設をゆるす必要も考えられた。そこで大正4年6月21日「無線電信法」が公布され、11月1日から施行された。その第1条には「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」と、基本方針を示したが、第2条には例外措置として、私設することができる条件を列挙している。

すなわち、航行安全のため船舶に施設するもの、電信官署との間で施設者の専用に供するもの、研究上の実験に供するもの、などであった。さらにアマチュア無線の活動が始まるに及んで、大正11年3月には、個人の実験用私設無線電話が認可された。

短波のアマチュア無線が許可されるに至るのは、昭和2年のことであった。

(「郵政」55年11月号 望心女子大学教授 山口修氏 から)

社団法人 日本アマチュア無線連盟

香 川 ク ラ ブ 報

発行責任者 JA5MG 稲毛 章

編集者 JA5IKJ 青木 俊士

〃 JA5IRP 人見 和郎

〃 JA5PZL 高畑 康男

連絡事務所 高松市勅使町小山355

高松工業高等専門学校内

郵便振替口座 徳島 8758 JARL 香川クラブ